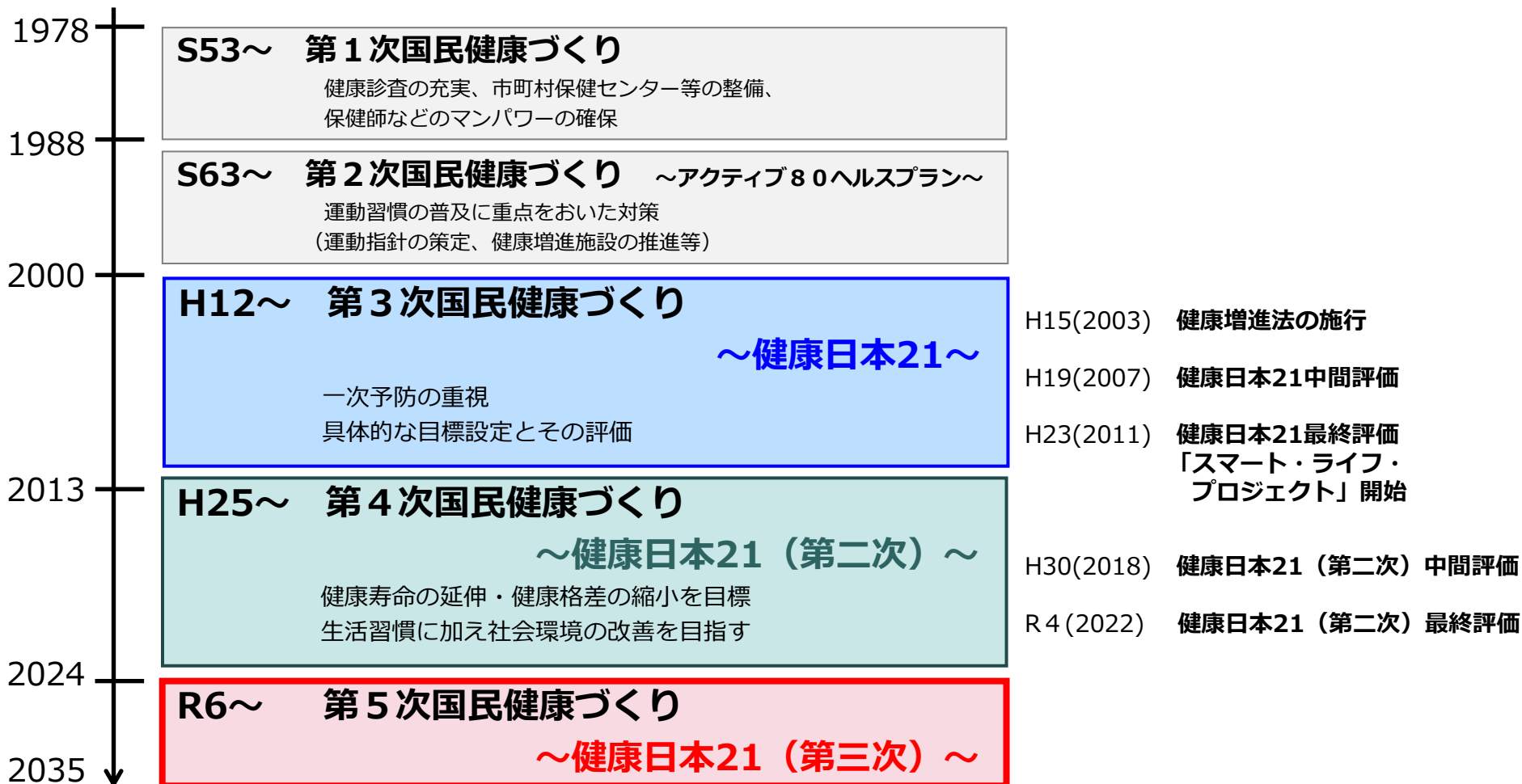


1. 健康課

我が国における健康づくり運動

○平均寿命が延びる一方で、高齢化や生活習慣の変化により、疾患構造が変化してきた。国民の健康づくりを社会全体で進めることの重要性が増す中で、健康づくり対策を総合的・計画的に推進するため、累次の国民健康づくり運動を展開してきた。



健康増進法に基づく基本方針と健康増進計画

健康増進法

第7条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

基本方針（国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針：大臣告示）

国民健康づくり運動を進める上での基本方針。「国民健康づくり運動プラン」と呼称。以下の事項について定める。

- ①国民の健康の増進の推進に関する**基本的な方向**
- ②国民の健康の増進の**目標**に関する事項
- ③**都道府県健康増進計画**及び**市町村健康増進計画**の策定に関する基本的な事項
- ④国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する**調査**及び**研究**に関する基本的な事項
- ⑤健康増進事業実施者間における**連携**及び**協力**に関する基本的な事項
- ⑥食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する**正しい知識の普及**に関する事項
- ⑦その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

都道府県

・基本方針を勘案し、**都道府県健康増進計画**を策定
（義務）

市町村
（特別区含む）

・基本方針・都道府県健康増進計画を勘案し、**市町村健康増進計画**を策定 **（努力義務）**

国民健康づくり運動
の展開

健康日本21（第三次）の全体像

- 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「**誰一人取り残さない健康づくり**」を推進する。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、「**より実効性をもつ取組の推進**」に重点を置く。

ビジョン 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

誰一人取り残さない健康づくり (Inclusion)

集団や個人の特徴を踏まえた健康づくり
性差や年齢、ライフコースを加味した取組の推進

健康に関心が薄い者を含む幅広い世代へのアプローチ
自然に健康になれる環境づくりの構築

多様な主体による健康づくり
産官学を含めた様々な担い手の有機的な連携を促進

基本的な方向

ビジョン実現のため、以下の基本的な方向で国民健康づくり運動を進める

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

個人の行動と健康状態の改善

社会環境の質の向上

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

より実効性をもつ取組 (Implementation)

目標の設定・評価
エビデンスを踏まえた目標設定、中間評価・最終評価の精緻化

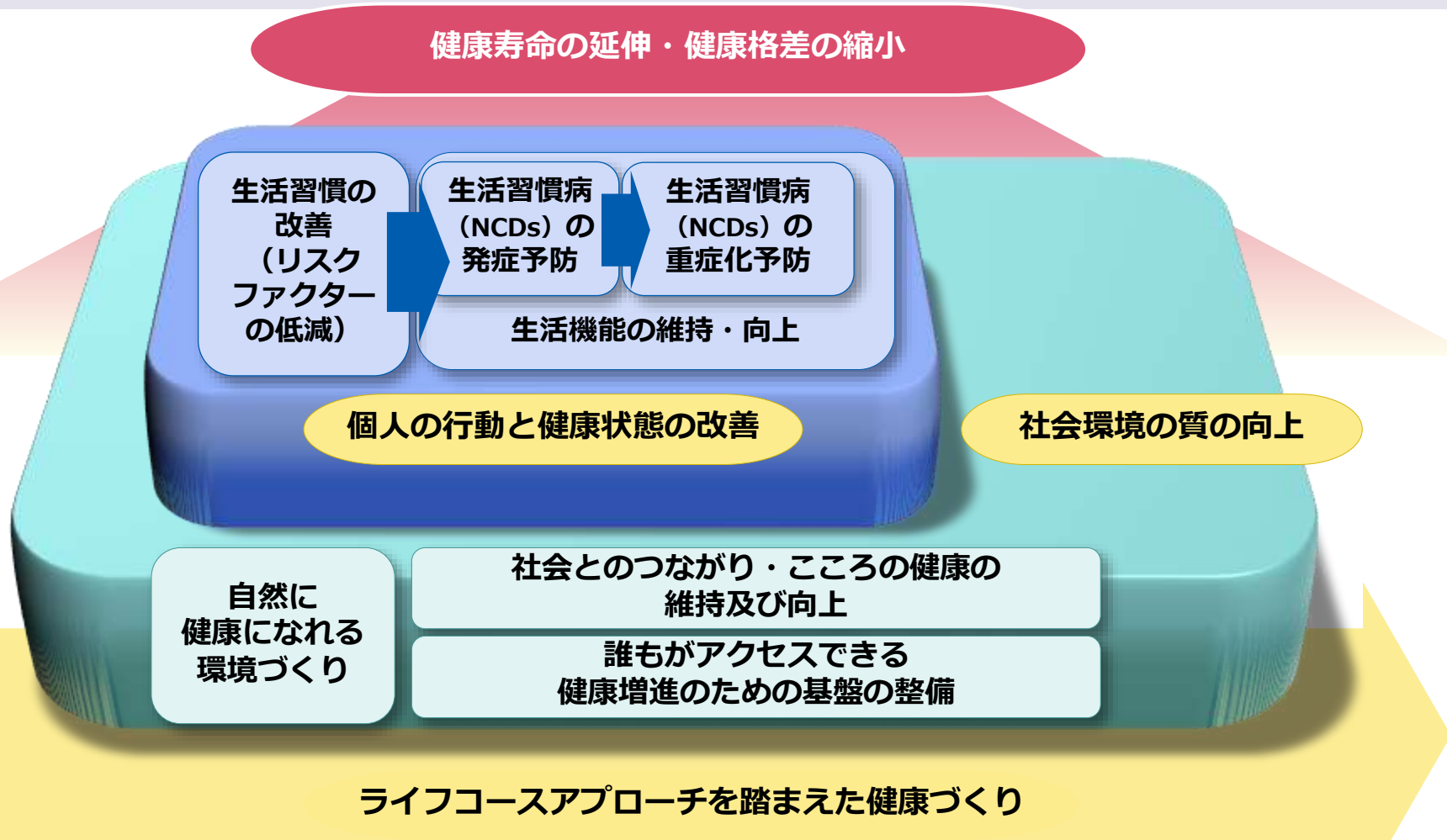
アクションプランの提示
自治体の取組の参考となる具体的な方策を提示

ICTの利活用
ウェアラブル端末やアプリなどテクノロジーを活用

※期間は、令和6～17年度の12年間の予定。

健康日本21（第三次）の概念図

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進める



健康増進事業について

健康増進法第17条及び第19条の2に基づき市町村が行う、①健康教育②健康相談③健康診査④訪問指導の事業に対して、都道府県が補助する事業及び指定都市が行う上記事業の国庫補助を行う。
 (補助金:負担割合【国1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3】【国1/3、政令指定都市 2/3】)

事業概要

種 類 等		内 容	種 類 等		内 容
健康教育	個別健康教育	○疾病の特性や個人の生活習慣を具体的に把握しながら、継続的に個別に健康教育を行う。 (高血圧個別健康教育、脂質異常症個別健康教育、糖尿病個別健康教育、喫煙者個別健康教育)	健康診査等	保健指導	○動機付け支援 ○積極的支援
	集団健康教育	○健康教室、講演会等により、以下の健康教育を行う (一般健康教育、歯周疾患健康教育、葉健康教育、慢性閉塞性肺疾患(COPD)健康教育、病態別健康教育、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育)		歯周疾患検診	○検診項目 ・問診 ・歯周組織検査
健康相談	重点健康相談	○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う。 (高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗鬆症、女性の健康・病態別(肥満、心臓病等))		骨粗鬆症検診	○検診項目 ・問診 ・骨量測定
	総合健康相談	○対象者の心身の健康に関する一般的事項に関する指導、助言を行う。		肝炎ウイルス検診	○問診 ○C型肝炎ウイルス検査 (HCV抗体検査、HCV核酸増幅検査(必要な者のみ)) ○B型肝炎ウイルス検査 (HBs抗原検査)
健康診査等	・健康診査 ・訪問健康診査 ・介護家族訪問健康診査	○診査項目 ・身長、体重及び腹囲の検査等 ・既往歴の調査等(服薬歴・喫煙習慣の状況に係る調査含む) ・血糖検査 ・尿検査 ・肝機能検査 ・血圧測定 ・血中脂質検査 ・理学的検査(視診、打聴診、腹部触診等) 等	訪問指導	○生活習慣病の予防に関する指導 ○家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 ○家庭における療養方法等に関する指導 等	
				総合的な保健推進事業	○健康増進法第19条の2に基づき市町村が実施する各検診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討

注 65歳以上の者については、介護予防の観点から別事業を実施している。

平成10年度より一般財源化されているがん検診についても、健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられている。

歯周疾患検診の対象年齢拡大

令和6年度予算案 健康増進事業の内数

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要。
- なお、昨年度に公表された「骨太の方針2022」では、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」について初めて記載され、今年度の「骨太の方針2023」では、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」と記載されたことから、生涯を通じた歯科健診の実現に向けて更に取組みを進めていく必要がある。
- 上記のことから、生涯を通じた歯科健診の実現に向けて制度面で対応していく必要がある。

2 事業の概要

<現行の歯科健診（検診）制度>

現行	乳幼児期	学齢期	20代・30代	40～74歳	75歳以上
（根拠法） 歯科健診	乳幼児歯科健診 （母子保健法） （※下線部は実施主体が義務を負う）	学校歯科健診 （学校保健安全法）	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診（労働安全衛生法）		
				40、50、60、70歳 歯周疾患検診 （健康増進法）	後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診 （高齢者の医療の確保に関する法律）

課題

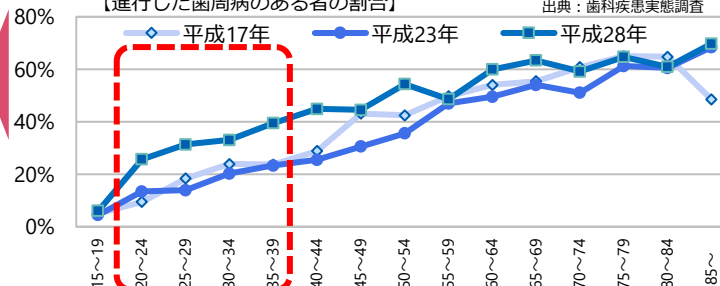
- ◆ 20～30代については原則、歯科健診制度の対象となっていない
- ◆ 近年、若年者の歯周病の罹患率が増加傾向

対応

生涯を通じた切れ目のない歯科健診の実現に向けて
歯周疾患検診の対象年齢に20歳、30歳を追加

【進行した歯周病のある者の割合】

出典：歯科疾患実態調査



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：保健所設置市・特別区・市町村
- ◆ 補助率：1／3

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
	B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道 飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

第一種施設

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所等

* 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能喫煙可能(※)



※ 全ての施設で、
喫煙可能部分には、
ア喫煙可能な場所である
旨の掲示を義務づけ
イ客・従業員ともに
20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

2020年
4月1日
施行

【経過措置】

既存の経営規模の
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

喫煙を主目的とする施設

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮

2019年
1月24日
施行

受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進

- 改正健康増進法第25条及び第26条の規定に基づき、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するとともに、施設の管理権原者等と相互に連携を図りながら協力するように努めていただく。

(具体的な取組みの例)

- ・ 国民や施設の管理権原者などに対し、改正健康増進法の内容、受動喫煙による健康影響等について、パンフレット資材の作成・配布等を通じて周知啓発を推進
- ・ 屋外における受動喫煙対策としての屋外分煙施設の設置
- ・ 施設等における受動喫煙対策の実施状況に関する情報交換の実施
- ・ 受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナー向上のための啓発活動等の実施にかかる相互協力



喫煙環境に関する実態調査について

調査の概要

【目的】

受動喫煙の防止に関する取組の一環として、「健康増進法の一部を改正する法律」が成立、施行されたことにより、多数の者が利用する施設について原則屋内禁煙となったことを踏まえ、当該法律の全面施行後の状況を継続的に調査し、施行後5年を経過した場合における更なる対策の必要性を検討するための基礎資料を得る。

【調査の根拠法令】

統計法に基づく一般統計調査

【調査の対象】

全国の事業所、企業・法人・団体、国・地方公共団体から無作為抽出

【抽出方法（選定方法）】

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレーム等から作成した母集団名簿に基づき、日本標準産業分類から喫煙環境が類似する産業をまとめた27産業より層化無作為抽出

【調査の方法】

郵送調査及びオンライン調査（政府統計オンライン）

【調査の時点】

調査実施年度の12月末現在（調査実施年度の1～2月実施）

【調査事項】

- 第一種施設における喫煙環境（敷地内全面禁煙、特定屋外喫煙場所の設置）
- 第二種施設における喫煙環境
 - ・屋内の喫煙環境（屋内全面禁煙、喫煙専用室の設置、加熱式たばこ専用喫煙室の設置 等）
 - ・屋外の喫煙環境（屋外全面禁煙、一部に喫煙所の設置 等） 他

* 厚生労働省「喫煙環境に関する実態調査」 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/168-1.html>

喫煙環境に関する実態調査について

令和3年度調査の結果概要

【調査の時点】

令和3年12月末現在（令和4年1～2月調査実施）

【回答状況】

有効回答率 47.3%（9,697件／20,489件）

【調査方法】

郵送調査及びオンライン調査（政府統計共同利用システム）

【調査対象】（20,489件）

第一種施設（学校、医療施設、児童福祉施設、行政機関の庁舎等）

第二種施設（一般施設・事業所、飲食店、不動産管理事業者、鉄道・バス事業者、旅客船・旅客船ターミナル）

【調査結果のポイント】

（1）学校、医療施設、児童福祉施設、行政機関等（第一種施設）における喫煙環境

- 敷地内全面禁煙 87.4%（全ての施設種別で増加）
- 敷地内全面禁煙にしていない施設のうち、特定屋外喫煙場所設置 89.1%

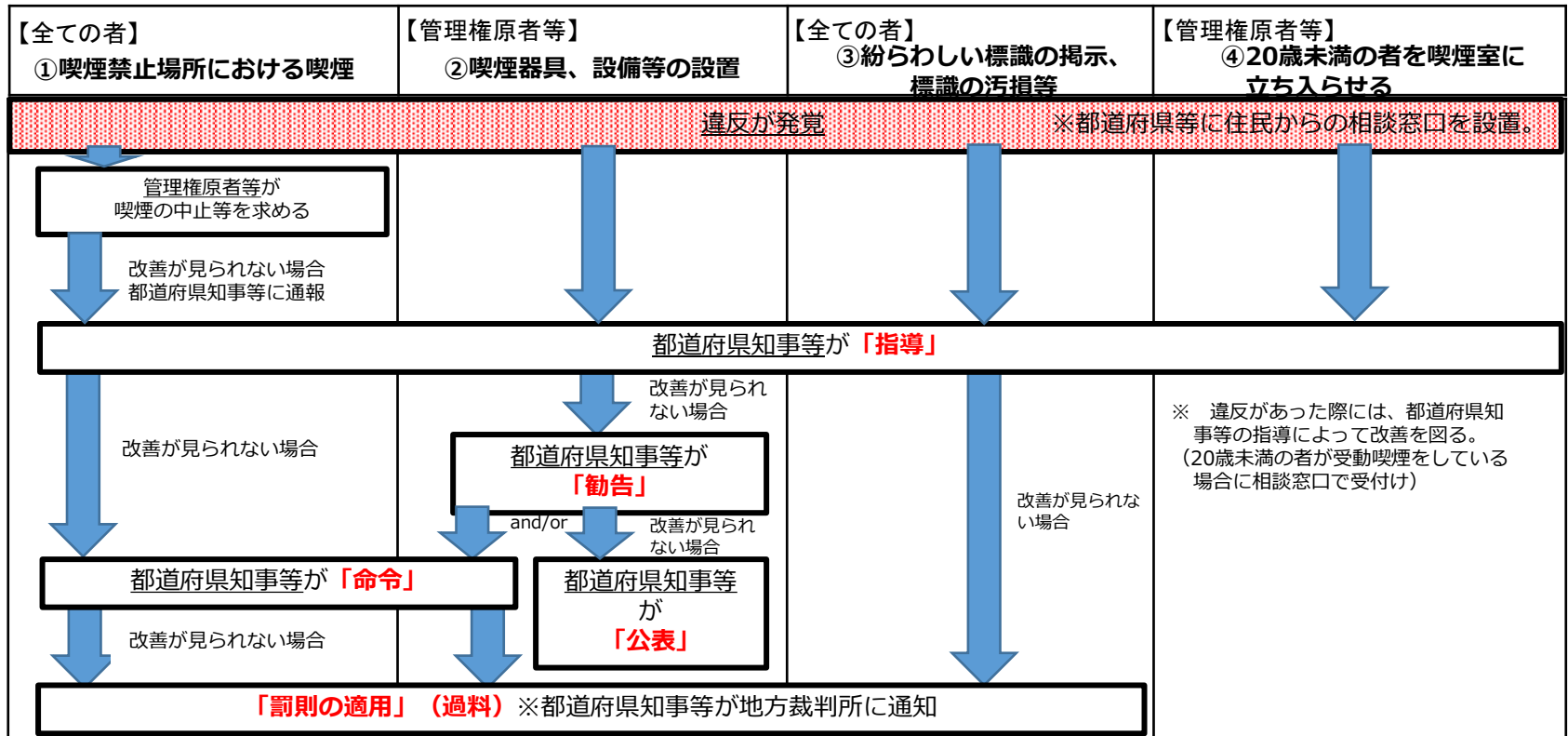
（2）一般施設・事業所、飲食店（第二種施設）における屋内の喫煙環境

- 屋内全面禁煙 71.6%（前年度から0.6ポイント減少）
- 喫煙専用室設置 9.2%（前年度から0.7ポイント増加）

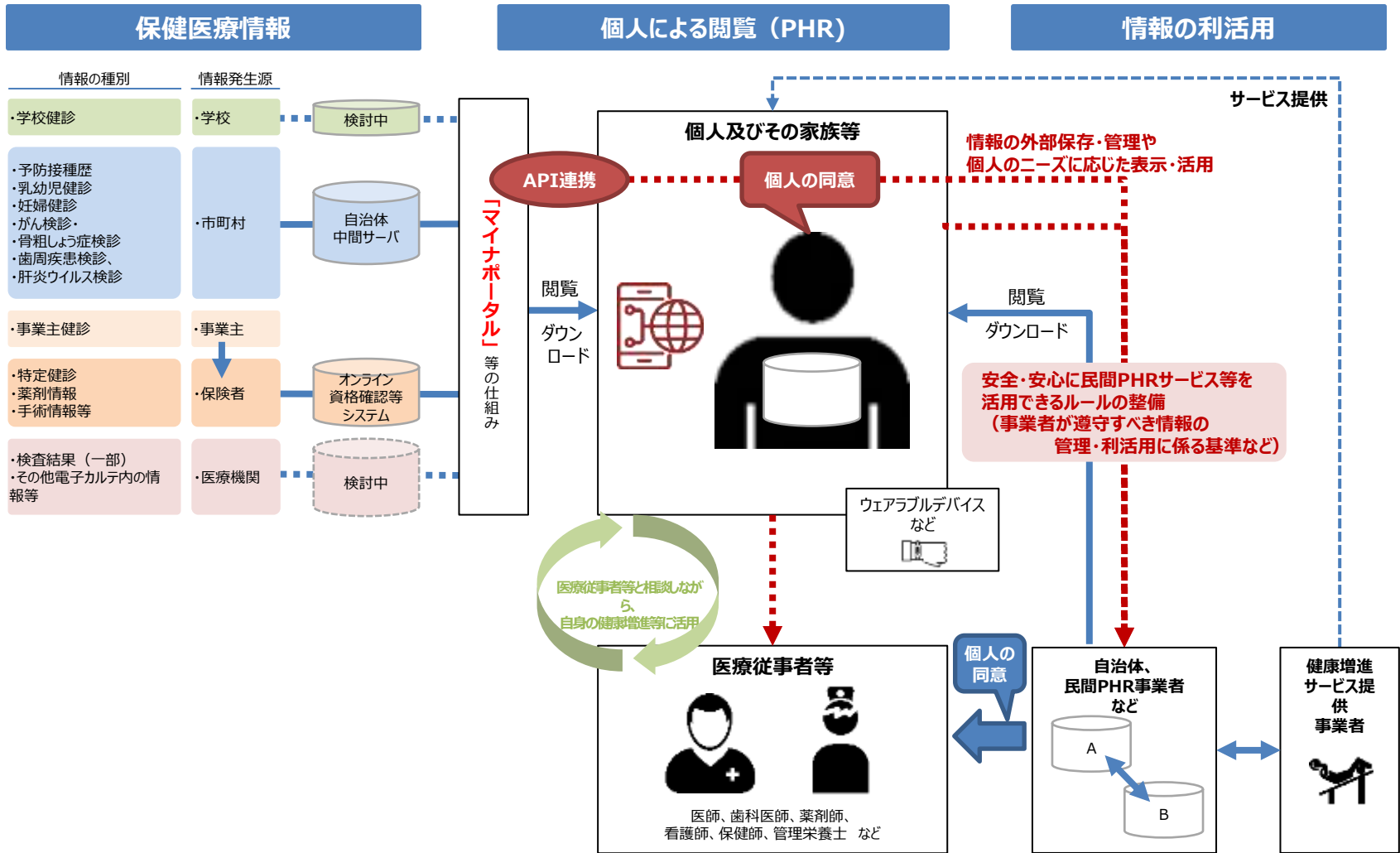
改正健康増進法における義務違反時の対応等

窓口への相談や情報提供があった場合、他法令・他制度に係る業務において事業者との接点がある場合などに要件適合性の確認等を行い、違反があった場合には改善を促す。

<参考>



PHRの全体像

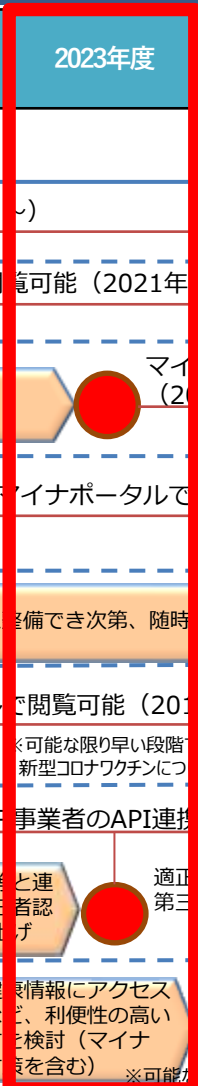


データヘルス改革に関する工程表

第8回データヘルス改革推進本部
(令和3年6月4日)資料より抜粋、一部改変

- マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI（ユーザーインターフェース）にも優れた仕組みを構築する。
また、患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。
→ これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になる。

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備	健診・検診情報						
	乳幼児健診・妊婦健診	●					
	特定健診		●				
	事業主健診（40歳未満）				●		
	自治体検診 がん検診、骨粗鬆症検診 歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診			●			
	学校健診（私立等含む小中高大）					●	
	予防接種 定期接種 A類：ジフテリア、百日せき等 B類：高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌	●					
	安全・安心な民間PHRサービスの利 活用の促進に向けた環境整備		●				
より利便性の高い閲覧環境の在り 方の検討							



国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ



<スマート・ライフ・プロジェクト> 参画団体数 8,094団体 (R5.3.31現在)

- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

<事業イメージ>

厚生労働省



<健康寿命をのばそう！アワードトロフィー>

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」
- 「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開



企業・団体
自治体

・メディア
・外食産業



・フィットネスクラブ
・食品会社

等



社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発 → 社員・住民の健康意識の向上・促進

社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど） → 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

令和5年度 第12回「健康寿命をのばそう！アワード」受賞取組

○厚生労働大臣 最優秀賞

部門名	企業・団体・自治体名	取組タイトル
—	山形市	山形から全国モデルへ！進化を続けるSUKSK(スクスク)プロジェクト

○厚生労働大臣 優秀賞

部門名	企業・団体・自治体名	取組タイトル
企業部門	株式会社マルト	日々の食事から変える健康寿命延伸プロジェクト ～知らないうちに減塩&バランス食～
団体部門	神奈川県住宅供給公社	ステップアッププロジェクト ～産学官協働による健康まちづくり～
自治体部門	佐賀県基山町	地域における聴力フレイルへの取組み ～社会とのつながりは良い聴こえから～

○スポーツ庁長官 優秀賞

部門名	企業・団体・自治体名	取組タイトル
企業部門	ココネ株式会社	鍛える”から”整える”へ 社内ジムから始まるココネの健康意識改革
団体部門	社会医療法人ベガス 馬場記念病院	地域と医療従事者で挑戦！健康のための運動と食事の2刀流
自治体部門	西東京市	コロナ禍の挑戦！健康ポイントアプリ「あるこ」で健康LIFEをアップグレード！

○厚生労働省 健康・生活衛生局長 優秀賞

部門名	企業・団体・自治体名	取組タイトル
企業部門	株式会社 真幸土木	健康な会社を目指して(禁煙・受動喫煙防止)
	コマツ(株式会社小松製作所)	ウェアラブルデバイスと健康ポータルサイトを活用した運動習慣の推進
	中田食品株式会社	No.1梅干しメーカー presents「おいしい減塩梅干し」15年の軌跡
	大鵬薬品工業株式会社	健康寿命の維持向上のための喫煙対策と予防医療の取組み
	神戸製鋼所 神戸総合技術研究所	こころとカラダを健康に！～従業員と会社を元気にする総合的な取組み～
団体部門	蓬沢いきいきサロン	楽しみながら健康に！多世代・多地域ごちゃまぜ地域サロン
	新潟大学村山研究室	タオルと音楽でみんなの心をワクワクさせるParty体操の展開
	公益財団法人 日本心臓財団	健康ハートウィーク2023(8月10日は健康ハートの日)
	日本禁煙推進医師歯科医師連盟	禁煙支援・治療のための指導者トレーニングの普及と発展(J-STOPネクスト)
自治体部門	高知県	透析導入時期を遅延！「高知県糖尿病性腎症透析予防強化プログラム」
	横浜市健康福祉局	誰もが自然に健康になれる食環境づくりに向けた取組(ハマの元気ごはん弁当の販売)
	調布市	誰もが健康に暮らせるまち調布を目指す～関係団体と連携しタバコの煙から市民を守る～

○厚生労働省 健康局長 優秀賞

部門名	企業・団体・自治体名	取組タイトル
団体部門	日本NCR健康保険組合	「リモート健康管理室」による重症化予防3つのStep～見て・聞いて・押して～

厚生労働省では、国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を認定しその普及を図るため「健康増進施設認定規程」を策定し、運動型健康増進施設、温泉利用型健康増進施設、温泉利用プログラム型健康増進施設の3種類の施設について、大臣認定を行っている。

健康増進施設認定規程（告示）

国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を厚生労働大臣が認定しその普及を図る（3類型を規定）

運動型健康増進施設

（昭和63年～）

健康増進のための有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

350ヶ所

《設備要件》

- 運動関係：有酸素運動、筋力強化運動等を安全に行える設備（トレーニングジム、運動フロア及びプールの全部又は一部）
- その他：体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備

《人的要件等》

- 運動プログラム提供者（健康運動指導士等）の配置
- 医療機関との連携（3類型共通）

温泉利用型健康増進施設

（昭和63年～）

健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

19ヶ所
（うち連携型4ヶ所）

《設備要件》

- 運動関係、その他：運動型施設と同じ
- 温泉設備：次の5種類の設備
 - ①かぶり湯、②全身及び部分浴槽、
 - ③寝湯、持続浴槽等、
 - ④気泡浴槽、圧注浴槽等、⑤サウナ等
- ※温泉利用施設と運動型施設が近接等により一体で運営されるもの（連携型施設）を含む

《人的要件》

- 運動プログラム提供者（健康運動指導士等）の配置
- 温泉利用指導者の配置

温泉利用プログラム型健康増進施設

（平成15年～）

温泉を利用した健康増進のためのプログラム（以下のいずれか）を提供する施設

- ①特に優れた泉質を利用
- ②周辺の自然環境を活用
- ③地域の健康増進事業と連携

26ヶ所

《設備要件》

- 運動関係：（不要）
- その他：血圧測定、温泉利用プログラム提供、生活指導及び応急処置設備
- 温泉設備：次の2種類の浴槽
 - ①刺激の強いもの（泉温42度以上等）
 - ②刺激の弱いもの（泉温33～39度等）

《人的要件》

- 温泉入浴指導員の配置

運動型健康増進施設

《設備要件》

- 運動関係：有酸素運動、筋力強化運動等を安全に行える設備（トレーニングジム、運動フロア及びプールの全部又は一部）
- その他：体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備

《人的要件等》

- 運動プログラム提供者（健康運動指導士等）の配置
- 医療機関との連携



指定運動療法施設

《指定要件》

運動型健康増進施設の要件に加えて、…

- 健康増進施設の提携業務担当医が運動療法に関する知見を有する（健康スポーツ医等である）こと
※ 提携医療機関が付置されていれば担当医は健康スポーツ医でなくともよい
- 1回あたりの施設利用料金が1万円以内であること
- 提携医療機関との間で、運動療法の実施に関し、随時指導・助言を行う旨の契約関係を有すること

（平成4年7月6日付け健医発第49号厚生省保健医療局健康増進栄養課長通知）

251ヶ所
(350ヶ所のうち)

医師の指示により同施設を利用して行った運動療法に係る費用は、医療費控除の対象となる。

（平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知）

- 医師の処方に基づき疾病の治療のための運動療法を行う場として十分機能しうるものと認められる。
- 医師が治療のために患者に指定運動療法施設を利用した運動療法を行わせた場合で、所定の書類によりその旨の証明ができるものについては、当該施設の利用料金も医師の治療を受けるために直接必要な費用と認められ、医療費控除の対象となる費用に該当する。

ホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」

多くの女性が直面する月経の悩みや、妊娠・出産に関する疑問、様々な体調不良等に関して、情報提供しています。
 (1か月あたりの訪問数約35万、PV数約70万)

子宮頸がん予防接種（HPVワクチン）
 【小学1年～高校1年の方向け】

HPVワクチンは子宮頸がんなどHPV（ヒトパピローマウイルス）による病気を予防するための予防接種です。

[詳しくはこちら](#)

子宮頸がん予防接種（HPVワクチン）
 【1997年～2005年生まれの方向け】

HPVワクチンは本来は高1までの接種が推奨ですが、1997～2005年度生まれの女性は特別で2025年3月まで無料で接種できます。

[詳しくはこちら](#)

女性の健康推支援事業

事業実施主体：国立大学法人 東京大学 産婦人科学教室

<http://w-health.jp/>



女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図り、「女性の健康週間」を通じて女性の健康づくりを国民運動とし、国及び地方公共団体、関係団体等社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を展開することで、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援しています。厚生労働省では、例年「女性の健康週間」に合わせてイベント等を実施しています。

令和4年度

- 女性の健康週間特設Webコンテンツ「大人の相談室～女性の更年期障害って？～」
- 専門家や当事者による、更年期の基礎知識や体験談を動画収録
ー性別を問わない全世代（の国民）へのメッセージを通じて、周囲の支援や理解についても普及啓発

令和3年度

- 女性の健康週間特設ホームページ「みんなで知ろう。婦人科のこと」
- 「生理痛」や「更年期障害」など、女性の健康課題に関する情報提供やセルフチェック、婦人科への受診勧奨を行う。
- 家庭、職場などにおける支援や、男性の立場からの支援についても普及啓発

令和2年度

- 女性の健康週間特設ホームページ「知ろう！つくろう！女性の健康～みんなで学ぼう 生理について～」
- 三原副大臣及び宇賀なつみさんによる女性の健康週間の紹介動画
- 専門家による「月経」、「女性の健康づくりに関する男女の教育・支援」に関する情報提供

令和元年度

- 女性健康週間特設ホームページ「Women's Health Japan Update 2020 – 女性の健康支援に必要なこととは –」
- ホームページを通じて、自治体と職場、雇用側と働き手、若年者向け支援と高齢者向け支援など、様々な立場や視点から、女性の健康支援のあり方に関して情報提供や提案を行う。

